

平成25年度 地方分権振興交付金報告書



平成27年2月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	1
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	2
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	3
III 地方分権振興交付金の創設	20
IV 平成25年度地方分権振興交付金報告書	21
1. 宮城県	22
2. 広島県	27
3. 群馬県	32
4. 岡山県	37
5. 静岡県	41
6. 山梨県	46
7. 鹿児島県	51
V 参考資料	56
地方分権振興交付金交付要綱	57

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、既に発行された団体を含め、平成27年2月現在、平成27年度前半発行分までの41団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、及び平成25年度に記念貨幣を発行した7県が作成した報告書を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年に当たり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日(火) 11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

(政府)

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰(地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人)等

(地方公共団体)

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

(関係団体)

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年という大きな節目を迎える平成19年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。これに併せ、新たな地方自治の時代における地域活性化という願いを込めて、平成20年度から概ね10年間にわたって、各都道府県のデザインした図柄により記念貨幣を発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国際機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」での検討をふまえ、財務省において、平成28年度前半までに発行する47都道府県全ての発行順序が決定され、デザインについては平成27年度前半の発行団体までが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット 京都府：源氏物語千年紀 島根県：石見銀山世界遺産登録	H20.5.13 H20.6.24
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥 長野県：日本アールプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	H20.12.5
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県 奈良県：平城遷都1300年祭	H21.6.5
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土 岐阜県：長良川の鵜飼 福井県：アジアの恐竜研究拠点	H21.12.8
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 青森県：りんごとねふた(ねふた)、三内丸山遺跡等 佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	H22.6.18
H23年度前半			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～ 鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観 熊本県：阿蘇	H22.10.8

発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
H24年度前半			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	H23.10.7
			沖縄県：沖縄復帰40周年	
			神奈川県：武家の古都・鎌倉	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	H24.4.17
			栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	
H25年度前半			兵庫県：コウノトリ	H24.8.28
			大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	
			群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	
H25年度後半	H24.5.22～H24.6.4 第4回本会合	H24.6.15	山梨県：富士山	H25.4.16
			静岡県：富士山	
H26年度前半			岡山県：晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史・文化	H25.8.27
			鹿児島県：屋久島世界自然遺産登録20周年	
			愛媛県：築120周年を迎える道後温泉本館とえひめの美しいしまみ	
			山形県：日本人の心のふるさと美しい山形	
			三重県：日本人の心のふるさと伊勢、熊野	

発行団体及び発行予定団体 ③

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H26年度後半	H25.5.16～23 第5回本会合	H25.6.7	香川県:特別名勝 栗林公園	H26.4.25
			埼玉県:埼玉県が誇る歴史と文化 石川県:いしかわ百万石物語	
H27年度前半			山口県:おいでませ 自然・歴史・文化あふれる山口へ	H26.8.15
			徳島県:心癒され心躍る自然と文化渦巻く「宝の島・徳島」	
			福岡県:九州国立博物館開館10周年及び宗像・沖ノ島と関連遺産群の 世界遺産登録の推進	
H27年度後半	H26.5.19～27 第6回本会合	H26.6.2	千葉県:千葉の宝～美しい自然と歴史・文化～	未定
			大阪府:大阪が世界に誇る歴史・文化 和歌山県:高野山開創1200年 長崎県:長崎の教会群とキリスト教関連遺産	
H28年度前半			福島県:福島県を代表する人物野口英世	未定
			東京都:東京の多彩な魅力を世界に発信～都市・歴史・文化・自然～	

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千 円				
	雪月花 雪月花 発行枚数 10万枚	洞爺湖とタンチョウ 10万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 三(部分) 10万枚	おとりおさめちようきん ぼたん 御取納丁銀と牡丹 10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ 発行枚数 引換時期	洞爺湖と北海道庁旧本庁舎 210万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 二(部分) 205万枚	ぶんきょ 銅鐸とその文様・絵画 197万枚
平成20年12月10日(水)(3道府県同時)				

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

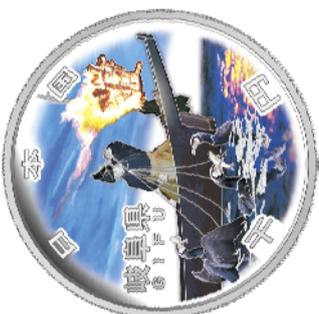
(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地 10万枚 平成21年5月	トキと佐渡島 10万枚 平成21年7月	H-IIロケットと筑波山 10万枚 平成21年10月	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚 平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛 183万枚	トキと棚田 184万枚	借楽園と梅 187万枚	遣唐使船 180万枚
発行枚数	183万枚	184万枚	187万枚	180万枚
引換時期	平成21年7月15日(水)(2県同時)	平成21年7月15日(水)(2県同時)	平成22年1月20日(水)(2県同時)	平成21年12月

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円			
発行枚数	坂本龍馬と桂浜 10万枚	長良川の鵜飼 10万枚	恐竜と東尋坊 10万枚
販売時期	平成22年3月	平成22年4月	平成22年6月
五百円			
発行枚数	坂本龍馬 196万枚	白川郷とれんげ草 186万枚	恐竜 183万枚
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円			
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円			
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円	 <p>富山県 TOYAMA</p> <p>海越しの立山 連峰 たてやま</p>	 <p>鳥取県 TOTTORI</p> <p>鳥取砂丘と山陰海岸</p>	 <p>熊本県 KUMAMOTO</p> <p>阿蘇</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月
五百円	 <p>富山県 TOYAMA</p> <p>おわら風の盆 かせ</p>	 <p>鳥取県 TOTTORI</p> <p>三徳山 三佛寺 投入堂 みとくさん さんぶつじ なげいれどう</p>	 <p>熊本県 KUMAMOTO</p> <p>熊本城</p>
発行枚数	180万枚	177万枚	187万枚
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円	 <p>琵琶湖とカイツブリと浮御堂 10万枚 平成23年8月</p>	 <p>中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園 11万枚(注3) 平成23年10月</p>	 <p>白瀬蘆となまはげ 10万枚 平成23年11月</p>
五百円	 <p>ビワコオオナマズとニゴロブナ 177万枚</p>	 <p>中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴 179万枚</p>	 <p>白瀬蘆と竿燈 174万枚</p>
発行枚数	177万枚	179万枚	174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)岩手県の千円銀貨幣については、平成24年度に1万枚を追加発行。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
発行枚数	首里城と組踊 10万枚	鶴岡八幡宮と流鏑馬 ^{やぶさめ} 10万枚	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽 10万枚
販売時期	平成24年3月	平成24年5月	平成24年6月
五百円			
発行枚数	那覇大綱挽とエイサー 176万枚	鎌倉大仏 189万枚	宮崎県庁本館 174万枚
引換時期	平成24年7月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度後半発行分)

額面	栃木県	大分県	兵庫県
千円			
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年8月	平成24年9月	平成24年11月
五百円			
発行枚数	180万枚	179万枚	180万枚
引換時期	平成25年1月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成25年度前半発行分)

額面	宮城県	広島県	群馬県
千円	 <p>伊達政宗と慶長遣欧使節船</p> <p>10万枚</p> <p>平成25年3月</p>	 <p>厳島神社と舞楽ともみじ</p> <p>10万枚</p> <p>平成25年5月</p>	 <p>富岡製糸場東繭倉庫と工女</p> <p>10万枚</p> <p>平成25年6月</p>
五百円	 <p>仙台七夕まつり</p> <p>170万枚</p>	 <p>原爆ドームと広島平和都市記念碑</p> <p>170万枚</p> <p>平成25年7月17日(水)(3県同時)</p>	 <p>富岡製糸場東繭倉庫キーストーンと工女</p> <p>172万枚</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年3月	平成25年5月	平成25年6月
発行枚数	170万枚	170万枚	172万枚
引換時期	平成25年7月17日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成25年度後半発行分)

額面	岡山県	静岡県	山梨県	鹿児島県
千円				
	岡山後楽園と桃太郎 10万枚 平成25年8月	富士山 10万枚 平成25年9月	富士山と山梨リニア実験線とぶどう 10万枚 平成25年10月	縄文杉と永田岳とヤクシマシヤクナガゲ 10万枚 平成25年11月
五百円				
	岡山後楽園 166万枚	富士山と茶畑 170万枚	富士山とぶどう 167万枚	桜島 166万枚
発行枚数	166万枚	170万枚	167万枚	166万枚
引換時期		平成26年1月15日(水)(4県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度前半発行分)

額面	愛媛県	山形県	三重県
千円	 <p>道後温泉本館とみかん 10万枚 平成26年3月</p>	 <p>最上川とさくらんぼ 10万枚 平成26年4月上旬</p>	 <p>五十鈴川と伊勢神宮宇治橋 10万枚 平成26年4月下旬</p>
五百円	 <p>瀬戸内しまなみ海道と愛媛の島々 165万枚</p>	 <p>縄文の女神 166万枚 平成26年7月16日(水)(3県同時)</p>	 <p>熊野古道伊勢路 167万枚</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年3月	平成26年4月上旬	平成26年4月下旬
発行枚数	165万枚	166万枚	167万枚
引換時期	平成26年7月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度後半発行分)

額面	香川県	埼玉県	石川県
千円	 <p>栗林公園 りつりんこうえん SAITAMA</p>	 <p>渋沢栄一と時の鐘 SAITAMA</p>	 <p>兼六園の徹軒灯籠と雪吊り(夜景・ライトアップ) SAITAMA</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年8月	平成26年9月	平成26年11月
五百円	 <p>金刀比羅宮から望む讃岐平野 SAITAMA</p>	 <p>埼玉スタジアム2002 SAITAMA</p>	 <p>木場淵からみた白山とキリコ祭り SAITAMA</p>
発行枚数	163万枚	178万枚	166万枚
引換時期	平成27年1月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成27年度前半発行分)

額面	山口県	徳島県	福岡県
千円	 <p>山口県 YAMAGUCHI</p> <p>錦帯橋と秋吉台</p>	 <p>徳島県 TOKUSHIMA</p> <p>鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花</p>	 <p>福岡県 FUKUOKA</p> <p>沖ノ島と宗像大社と金製指輪</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売予定時期	平成27年4月頃	平成27年5月頃	平成27年6月頃
五百円	 <p>山口県 YAMAGUCHI</p> <p>瑠璃光寺五重塔</p>	 <p>徳島県 TOKUSHIMA</p> <p>阿波おどり</p>	 <p>九州国立博物館と太宰府天満宮太鼓橋と梅</p>
発行枚数	—	—	—
引換予定時期	平成27年7月頃(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)27年度以降の発行方法の詳細については、今後、造幣局から順次発表する予定。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
平成24年度	210百万円
平成25年度	245百万円
平成26年度	210百万円

(参考：交付団体数)

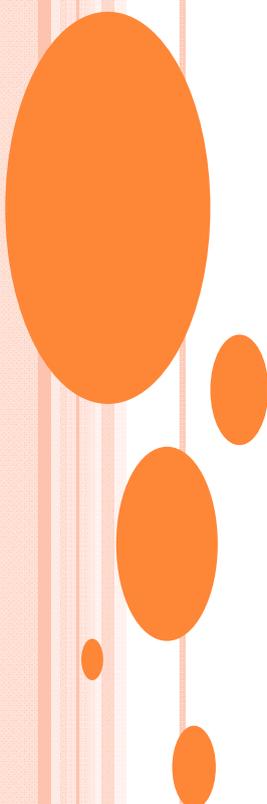
平成20年度	3団体 (北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体 (長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体 (高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体 (富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県)
平成24年度	6団体 (沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県)
平成25年度	7団体 (宮城県 広島県 群馬県 岡山県 静岡県 山梨県 鹿児島県)

IV 平成25年度 地方分権振興交付金 報告書

1. 宮 城 県
2. 広 島 県
3. 群 馬 県
4. 岡 山 県
5. 静 岡 県
6. 山 梨 県
7. 鹿 児 島 県

※次頁以降の報告書は、各県の作成によるものである。

1. 宮 城 県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣
伊達政宗と慶長遣欧使節船



(表面)



(裏面)

五百円貨幣
仙台七夕まつり



(表面)



(裏面)

【図柄コンセプト】

○ 千円銀貨幣 『伊達政宗と慶長遣欧使節船』

※ 伊達政宗（西暦1567年～1636年）

出羽国と陸奥国の戦国大名。陸奥仙台藩の初代藩主。騎馬像は伊達政宗が天然の要害の地に築いた仙台城（青葉城）の本丸跡に立つ。

※ 慶長遣欧使節

慶長遣欧使節は、慶長18年（1613年）に仙台藩祖伊達政宗が、仙台領内でのキリスト教布教容認と引換えにノビスパニア（メキシコ）との直接貿易を求めて、イスパニア（スペイン）国王及びローマ教皇のもとに派遣した使節。使節に選ばれた家臣支倉常長が、宣教師ルイス・ソテロとともに、仙台藩内で建造した洋式帆船「サン・ファン・バウティスタ号」で太平洋を渡った。イスパニア国王フェリペ3世や、ローマ教皇パウロ5世に拝謁し、7年後の元和6年（1620年）に帰国した。

○ 五百円貨幣 『仙台七夕まつり』

※ 仙台七夕まつり

青竹に飾られた和紙と風が織りなす仙台の夏の風物詩。吹き流しや仕掛けものなど趣向を凝らした1,500本を超える竹飾りがアーケード街にアーチを描く。青森ねぶた、秋田竿燈とともに東北三大夏まつりの一つとされ、例年8月7日を中日として8月6日から8日の3日間にわたって開催される。

関連する行事の開催等概要

【造幣局1日デザイン教室】

- 主 催
独立行政法人 造幣局
- 目 的
造幣局の貨幣デザイナーが子どもたちに貨幣デザインについて分かりやすく説明し、実際に貨幣のデザインを体験することにより、貨幣に対して親しんでいただくため開催したもの。
また、宮城県の記念貨幣発行に合わせて開催することにより、県内における記念貨幣発行のPRにもつなげたもの。
- 日 時
平成25年3月14日
- 場所・対象者
石巻市立万石浦中学校 2年生27人
- 内 容
 - ・ イントロダクション(製造工程の説明等)
 - ・ 絵画の描き方の基本
 - ・ 貨幣デザインの描き方
 - ・ 実技指導(30分～1時間)
 - ・ 講評



【地方自治法施行60周年記念貨幣展】

- 主 催
独立行政法人 造幣局
- 目 的
既に発行された地方自治法施行60周年記念貨幣等を展示するとともに、宮城県の記念貨幣のデザインを広く県民に紹介し、県内における記念貨幣発行のPRにもつなげたもの。
- 日 時
平成25年3月21日・22日
- 場 所
宮城県庁 1階 県民ロビー
- 展示内容
 - ・ 宮城県の記念貨幣のイメージサンプルや千円銀貨幣・500円貨幣石膏原版(レプリカ)
 - ・ 発行済みの25道府県の千円銀貨幣や500円貨幣 等



【その他】

地方自治法施行60周年記念貨幣の宮城県分が発行されることについて、広報及び周知するため、ポスター等を各市町村及び関係機関に配布したもの。

交付金事業概要

1 概要

地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に合わせて、地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って「慶長遣欧使節出帆400年記念事業」及び「仙台・宮城観光キャンペーン推進事業」を実施したものの。

① 慶長遣欧使節出帆400年記念事業

千円銀貨幣のモチーフとなった慶長遣欧使節船は、月の浦(現石巻市)を出帆してから平成25年10月で400年の節目を迎えることから、慶長遣欧使節の果たした歴史的な偉業を国内外に広く発信し、未来へと引き継いでいくため、関係団体による「慶長遣欧使節出帆400年記念事業実行委員会」を設立し、出帆400年を記念する集客型イベントを展開するとともに、東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻地域にある宮城県慶長使節船ミュージアム(サン・ファン館)への集客を通じて、被災地の復興に寄与するもの。

(事業の内容)

- 記念フォーラム(「希望の風」フォーラム)の開催
- 記念式典の開催
- サン・ファン・フェスティバルの開催
- メキシコ・キューバウィークの開催 等

② 仙台・宮城観光キャンペーン推進事業

「再興」「創造」「連携」「感謝」の4つのキーワードのもと、「花」「食」「復興・鎮魂」の3つを宣伝の柱として、豊かな食材や文化にあふれる仙台・宮城の魅力を春から初夏に彩りを加える花々とともに全国に向け強く発信していくとともに、東日本大震災で甚大な被害を受けた県内観光業の復興・再生、観光を核とした地域復興を目指すため「仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会」を母体とし、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」を実施するもの。

なお、五百円貨幣は、本県の代表的な観光イベントである仙台七夕まつりをモチーフに利用しているもの。

(事業の内容)

- 新聞への観光情報掲載等の宣伝広報事業の実施
- 首都圏での観光PR等の誘客対策事業の実施
- スタンプラリー等の受入体制整備事業の実施 等

2 事業実施期間

平成25年4月1日 から 平成26年2月2日 まで

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

① 慶長遣欧使節出帆400年記念事業

- 東日本大震災で甚大な被害を受け休館を余儀なくされていた「宮城県慶長使節船ミュージアム」において、本事業による記念式典を開催したものの。
- 記念式典に引き続き、平成25年11月3日の再開館に合わせて実施されたサン・ファン・フェスティバルには、約1万5千人が来場する等、石巻地域のシンボルである本施設への集客を通じて、被災地の復旧・復興に大きく寄与したものと考えている。
- また、本事業では主催・協賛も含めて、52ものイベントが県内外で開催され、約28万人が参加する等、慶長遣欧使節の果たした歴史的な偉業を国内外に広く発信するとともに、未来へと引き継いでいくことが出来たものと考えている。



【記念フォーラム】



【記念式典】



【サン・ファン・フェスティバル】

② 仙台・宮城観光キャンペーン推進事業

- キャンペーンでは、色鮮やかなポスターを作成し様々な場所に掲出するとともに、首都圏の主な駅や百貨店等でガイドブックや市町村の観光パンフレットを配布する等の観光PRを行った。その結果、豊かな食材や文化にあふれる仙台・宮城の魅力为全国に向け、力強く発信していくことに成功した。
- また、期間中の平成25年4月～6月について、観光客数のサンプル調査を実施したところ、本県を訪れた観光客入込数は、平成24年と比較し、14.1%増となり、東日本大震災で甚大な被害を受けた県内観光業の復興・再生、観光を核とした地域復興に大きく寄与をしたものと考えている。



【新聞での宣伝広報】

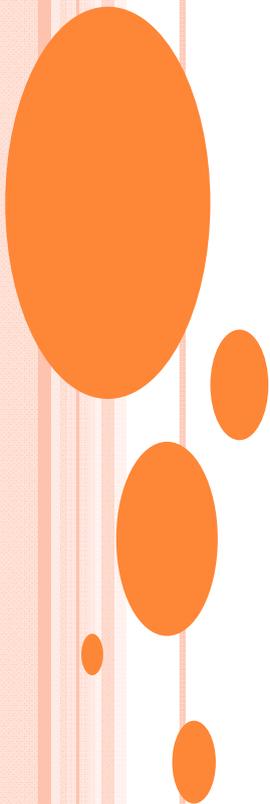


【首都圏での誘客事業】



【ファイナルセレモニー】

2. 広島県



記念貨幣の概要

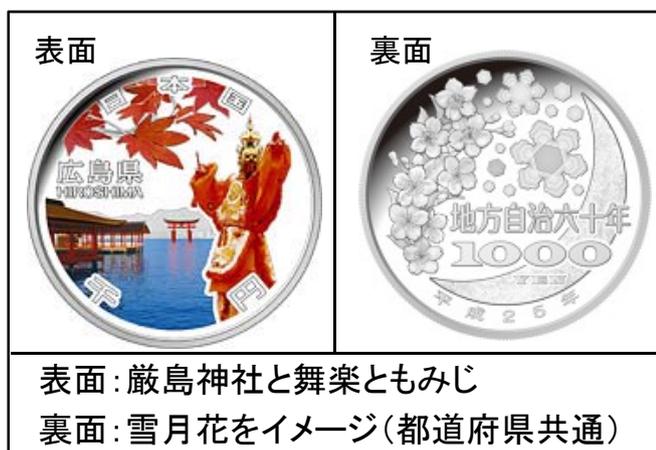
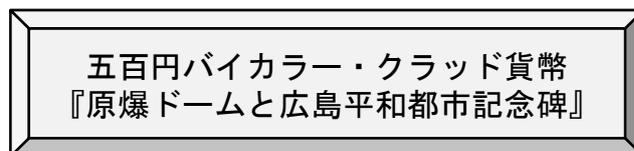
発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

「ひろしまの魅力を発信する観光資源」のテーマに沿い、モチーフとしてふさわしい素材案を県民から公募。その結果を参考に、有識者による検討委員会の検討を経て、千円貨幣は『厳島神社』と『舞楽』と『もみじ』を、五百円貨幣は『原爆ドーム』と『広島平和都市記念碑』を素材として決定した。

【千円銀貨幣】『厳島神社と舞楽ともみじ』

- 厳島神社：創建は、推古元年（593年）。現在の社殿は、12世紀に平清盛によって造営され、弥山（みせん）を中心に緑に覆われた山容の背景、海上に朱塗りの社殿群・大鳥居等が独自に景観を作り出し、平成8年（1996年）12月に世界文化遺産として登録された。
- 舞楽：古くは、インド、中国、朝鮮半島を経て、日本に伝えられた音楽（雅楽）と舞を指す。厳島神社の舞楽は、12世紀後半に平清盛により大阪の四天王寺から伝えられたと云われ、現在も毎年10回余り奉奏されている。
- もみじ：広島県全域に分布し、宮島のほか、特別名勝三段峡、名勝帝釈峡などの名所にも数多いことから、昭和41年（1966年）9月1日に広島県の県木に制定されている。

【五百円バイカラー・クラッド貨幣】『原爆ドームと広島平和都市記念碑』

- 原爆ドーム：大正4年（1915年）に広島県物産陳列館として開館し、その後広島県産業奨励館に改称。昭和20年（1945年）8月6日に原子爆弾が投下され周辺の建築物は崩壊するなか、全壊を免れた。平成8年（1996年）12月に世界文化遺産に登録され、恒久平和のシンボル「原爆ドーム」として、世界に向けて平和の大切さを訴えている。
- 広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）：世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を平和都市として再建することを念願して建立されたもの。

関連する行事の開催等概要

「造幣局IN 広島」

■趣旨及び目的

地方自治法施行60周年記念貨幣広島県分の千円銀貨幣・500円バイカラー・クラッド貨幣の発行について、多くの広島県民の方々に、知っていただくため、展示会「造幣局IN広島」を開催した。

■概要

開催期間 平成25年5月21日（火曜日）～26日（日曜日）6日間
開催時間 午前10時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）
開催場所 そごう広島店本館9階催事場（入場無料）
展示内容 貨幣の製造工程（現物を展示しその工程をパネルで紹介）
勲章（現物を展示しパネルで紹介）
貴金属製品品位証明（ホールマークの打刻方法などをパネルで紹介）
金属工芸品（オリンピック入賞メダルなどを展示）
古銭等（大判・小判、皇朝12銭、明治以降の貨幣などを展示）
貨幣セット等（地方自治法施行60周年を記念した各都道府県の記念貨幣セットや石膏原版などを展示）
その他（広島県の観光PRブースを配置）



■その他

広島県分の地方自治法施行60周年記念貨幣が発行されることについて、広報及び周知するためのポスターを各市町村及び関係機関等へ配布。

また、県のホームページやフェイスブックで図柄の説明や引き換え開始時期、貨幣セット等の申込み方法などや掲載し、周知を図った。

（フェイスブックについては、H25年度上半期に広島県がフェイスブックを通じて発信した情報の中で、シェア件数が第10位となり、関心の高さが伺えた。）

交付金事業概要

1 概要

◆地域イベント魅力向上支援業務

広島県及び愛媛県で共催する「瀬戸内しまのわ2014」(平成26年3月～10月)の実施に際し、広島県における民間企画イベントの魅力向上に向け、次の支援を行った。

【支援概要】

- ・県内全域(14会場)での住民説明会や個別相談、ワークショップ等を通じた地域イベントのブラッシュアップ
- ・「瀬戸内しまのわ2014」開催に向けた地域住民の機運醸成



◆瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」開催に向けた調査・検討業務

国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催(平成26年10月)に向け、渋滞緩和や交通利用実態等に係る次の調査を実施した。

【調査概要】

- ・スタート地点における参加者の集合に伴う渋滞などの予測調査
- ・コースごとの主要地点通過時間・ゴール時間などの予測調査
- ・主要交差点等での一般車両の交通状況予測調査
- ・高速道路における交通量など利用実態に関する調査 など



サイクリング
しまなみ

2 事業実施期間

◆地域イベント魅力向上支援業務

平成25年5月14日～平成26年3月31日

◆瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」開催に向けた調査・検討業務

平成25年10月7日～平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円



記念貨幣発行事業の効果

◆地域イベント魅力向上支援業務

民間企画イベントのキーデザイン及び関連するツールを作成することで、実施者の機運醸成及び参加者の誘客と周遊につながった。

小説型ガイドブックや周遊マップは、県内外からの誘客を促進すると共に、会場だけでなく島や町の魅力を発信した結果、地域の周遊や参加者との交流につながった。

のぼり、バッジ等は、住民がワークショップで制作することにより実施者の機運醸成につながった。また、統一的なデザインを使用することで受入体制が整備され、円滑な運営が行われた。



【小説型ガイドブック】 【周遊マップ】



【のぼり】 【ワークショップ】

◆瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」開催に向けた調査・検討業務

◆ 大会開催に伴う参加者の走行予測・ゴール時間予測、車両交通調査結果等を踏まえ、大会コース・参加定員等を確定するとともに、調査・検討結果を交通誘導・参加者走行管理等の大会実施計画に反映させた。



◇大会名称

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」

◇開催日

平成26年10月26日(日)

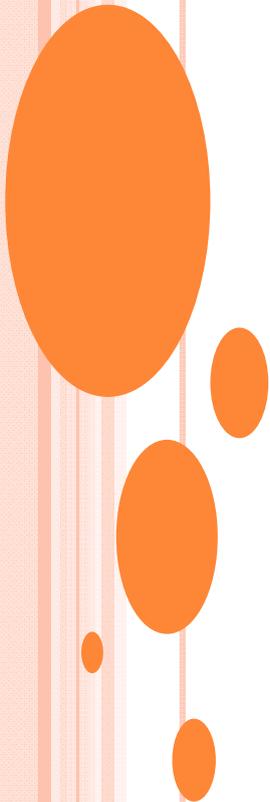
◇開催場所

瀬戸内しまなみ海道及びその周辺地域

◇参加定員

8,000名

3. 群馬県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



表面：富岡製糸場 東繭倉庫と工女
裏面：雪月花のイメージ
各都道府県共通

五百円貨幣



表面：富岡製糸場 東繭倉庫
キーストーンと工女
裏面：古銭のイメージ
各都道府県共通

【図柄コンセプト】

○「富岡製糸場」は、明治5年に政府が設立した官営の器械製糸場で、平成26年6月25日に「富岡製糸場と絹産業遺産群」として世界遺産に登録された。この「富岡製糸場と絹産業遺産群」をテーマとして、造幣局主催のデザイン検討会において検討され、図案が決定された。

○「東繭倉庫」は、富岡製糸場の入口正面から見える建物で、そのアーチ中央部分に「キーストーン」と呼ばれる要石がある。この要石には富岡製糸場が操業を開始した年号である「明治5年」の文字が刻まれている。

○「工女」は、富岡製糸場の操業のため、全国から集められた女性のことで、繰糸作業に従事した。ここで身につけた技術を出身地に持ち帰り、地域の製糸業発展に寄与した。

関連する行事の開催等概要

○「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録推進

(趣旨)

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、長い間生産量が限られていた生糸の大量生産を実現した「技術革新」と世界との「技術交流」を今に伝える、19世紀～20世紀の日本の絹産業に関する遺産である。日本が開発した繭や生糸の大量生産技術は、かつて一部の特権階級のものであった絹を世界中の人々に広め、その生活や文化をさらに豊かなものに変えた。

この「富岡製糸場と絹産業遺産群」を保全・継承するため、ユネスコ世界遺産に登録するとともに、絹にかかわる本県の歴史、県内各地に残る絹遺産を活用した地域づくりを推進するものである。

○平成24年1月 国が推薦書をユネスコに提出

○平成25年9月 ユネスコの諮問機関イコモス(国際記念物遺跡会議)委員による現地調査

○平成26年6月 ユネスコ世界遺産委員会で登録

○富岡製糸場



○田島弥平旧宅



○高山社跡



○荒船風穴

交付金事業概要

1 概要(実績)

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けた情報発信や機運を高める事業を重点的に実施した。

(1)産業遺産ユース・プログラムの開催

若手研究者を招聘し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の現地見学会と研究発表会、シンポジウムを実施した。

(2)解説板及び公式ガイドブックの作成

関係市町に多言語の共通解説板を提供。同様に公式ガイドブックを作成した。

(3)社会科見学用事前学習教材の作成

県内外の小学生に本遺産群の価値を正しく理解してもらうため、社会科見学の事前学習用副読本とDVDを作成した。

(4)全国巡回展の実施

全国主要都市において、構成資産の模型等を活用した企画展を実施した。

(5)商品コラボレーション事業の実施

全国販売されている商品のパッケージに富岡製糸場をデザインする事業を実施した。

(6)応援メッセージカードの募集

世界遺産登録の推進や、絹の思い出等を描いたメッセージカードを募集した。

(7)関係市町が行う世界遺産候補に対するソフト事業への支援

関係市町が行うボランティアガイド養成テキストの作成などに対し、補助を実施した。

2 事業実施期間

平成25年6月7日～平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円



商品コラボレーション 商品写真

記念貨幣発行事業の効果

【「富岡製糸場と絹産業遺産群」の国内外での認知度の向上】

平成26年6月に開催された世界遺産委員会で、世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」については、国内外での認知度を更に向上させる必要があり、この認知度の向上は、群馬県自体への関心を高め、より多くの方に群馬を訪れてもらうことにつながった。

「産業遺産ユース・プログラム」として、産業遺産の海外若手研究者を招聘したことにより、参加者だけでなく、その所属する大学、博物館、学会等に対して遺産群の認知度を高め、世界の絹産業の発展に貢献したという価値をアピールすることができた。



産業遺産ユース・プログラム

「解説板及びガイドブック」を多言語で作成したことにより、より多くの方に遺産群の価値を、わかりやすく伝えることができるようになった。このほか、公開の研究発表会とシンポジウムを行い、国内の方々に対する認知度も向上した。

「全国巡回展」「商品コラボレーション事業」「応援メッセージカードの募集」により、日本全国の多くの方に遺産群を身近なものとして感じていただくことができた。



全国巡回展 羽田空港会場

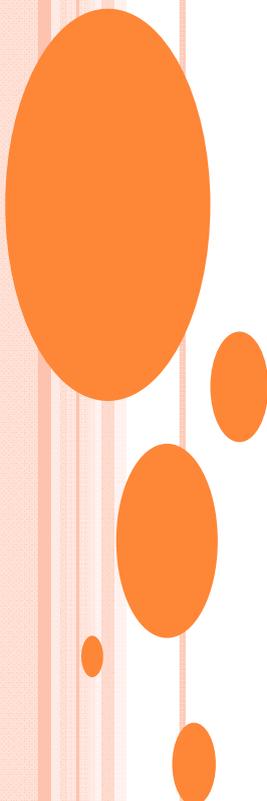
【将来を担う世代への「富岡製糸場と絹産業遺産群」の価値の伝達】

「社会科見学用事前学習教材」は映像と副読本を使って、小学生に遺産群の価値を正しく理解してもらえるようになった。将来を担う世代に地域への誇りを持ってもらうことにつながった。

【受け入れ体制の整備】

関係市町が行うボランティアガイド養成テキストなどへの支援によって、来訪者に遺産群の解説を行う体制を整えた。

4. 岡山県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

「晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史、文化」をテーマに、図柄の基となる素材案について広く県民から意見を募集した。その結果を参考に、県有識者等で構成する検討会でデザイン案に関する検討を行い、国へデザインを提案した。その後、造幣局主催のデザイン検討会を経て最終的な貨幣図案が決定した。

○岡山後楽園(千円銀貨幣・五百円貨幣共通)

岡山後楽園は、岡山藩主池田綱政が津田永忠に命じ、14年の歳月をかけて築庭した回遊式の大庭園であり、現在の面積は133,000㎡となっている。水戸の偕楽園、金沢の兼六園とともに日本三名園の一つに数えられている。明治期に池田家から県に譲渡され、広く一般公開が始まって2014年(平成26年)で130年となる。1952年(昭和27年)には国の特別名勝に指定された。

○桃太郎(千円銀貨幣)

桃太郎は、日本を代表するお伽話の一つ。桃から生まれた桃太郎が、犬、猿、雉を従えて鬼が島の鬼を退治する物語。岡山県は桃ときびだんご、吉備路に伝わる吉備津彦命の温羅(吉備の国にいたとされる鬼)退治の伝説により、桃太郎ゆかりの地とされている。

交付金事業概要

1 概要

地域振興・活性化の取組として、岡山の魅力発信や郷土愛の醸成等を目的とした3つの事業を実施した。

新世紀おかやま後樂園魅力づくり事業

「岡山後樂園」の歴史的・文化的価値を継承しながら、同園の新たな文化を創造し、季節ごとの魅力を情報発信するため、秋季の夜間特別開園事業として「秋の誘い庭園」を実施した。

内容:園内外のライトアップ、ステージイベント等

美作国建国1300年記念事業

美作国建国1300年という歴史的節目を契機に、美作地域が一丸となって情報発信や活性化に取り組み、県民が美作地域の歴史・文化について意識を深め、郷土愛を醸成し、地域活性化を図るための各種記念事業を実施した。

主な事業:記念セレモニー、町並みを活用した作品展、地元出身漫画家作品を使用したラッピング列車、地元芸能等を披露する発表会、地元集落PRフェア等

観光地魅力向上対策事業

「晴れの国おかやまの自然と歴史・文化」を観光資源として掘り起こし、地域発観光を推進する取組を支援するとともに、広域的に誘客を図るための情報発信等を行った。

主な事業:観光パンフレットの作成、ご当地グルメの祭典開催、首都圏・関西圏への観光プレゼンテーション

2 事業実施期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

新世紀おかやま後楽園魅力づくり事業

【岡山後楽園秋季夜間特別開園「秋の誘い庭園」】

開催期間：平成25年10月7日
～平成25年10月14日

期間中来場者数：26,532人
(うち夜間10,595人)

期間中、県内外から多くの入園者を迎えることができ、岡山後楽園の価値や季節的な魅力を大いにPRできた。

また、隣接する岡山城でのイベント等と連携して実施したため、同園周辺地域にも多くの人を呼びこむことができ、地域全体を盛り上げることができた。



美作建国1300年記念事業

美作地域にととまらず全県的に祝賀やおもてなしの気運を盛り上げることができ、郷土の歴史や文化について意識を深め、郷土愛を育てるきっかけとすることができた。

また、今後の地域活性化やさらなる発展に向けて、住民や各団体の連帯感を醸成することができた。

実施事業：208事業

総来場者数：818,000人



観光地魅力向上対策事業

【観光パンフレット「おかやま旅まっぷ」作成】

観光・交通情報をイラスト等でわかりやすく紹介した観光パンフレットを作成し、多くの方に無料配布したことにより、観光客の利便性向上や県内外からの観光誘客を進めることができた。

【「ご当地グルメうまい県！おかやま」多食い祭りin津山】

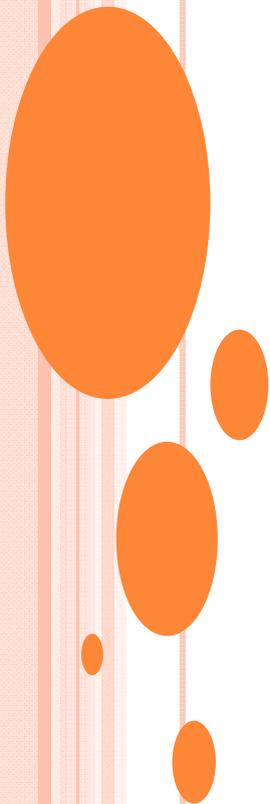
県内各地からご当地グルメ団体などが多数出展し、県内外からの来場者が県内各地の食や物産を楽しんだ。

また地域団体が主体となった町おこしイベントを支援することで効果的な地域活性化ができた。

このほか、首都圏・関西圏での観光プレゼンテーションを行い、本県の魅力を効果的にPRした。



5. 静岡県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県ごとの図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円バイカラー・クラッド貨幣	
			
(表面)	(裏面)	(表面)	(裏面)
『富士山』	『雪月花』 (各都道府県共通)	『富士山と茶畑』	『古銭のイメージ』 (各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

平成25年6月の「富士山」の世界文化遺産登録を見据え、有識者で構成する県デザイン検討会を設置し、本県の要望デザインを決定
造幣局主催のデザイン検討会を経て、最終的な図柄が決定

○ 千円銀貨幣：横山大観作「群青富士」を基にした富士山のデザイン

※ 群青富士：横山大観(1868～1958)作。六曲一双の屏風で、金地を背景に、やや上方からの視点で、沸き立つ白い雲を全体に描き、左側に繁茂する樹木を、そして右側に山頂に雪を残す富士を描いた作品。静岡県立美術館所蔵

○ 五百円バイカラー・クラッド貨幣：富士山と茶畑のデザイン

※ 富士山：日本を代表する山であり、その標高は3,776mでわが国の最高峰である。古くから信仰の対象として崇められ、また、芸術の源泉として、絵画などの様々な芸術作品を生み出した。1952年(昭和27年)に国の特別名勝に指定され、2011年(平成23年)には史跡に指定された。

※ 茶畑：静岡県の茶の栽培は、1241年に聖一国師が宋から種子を持ち帰り、生まれ故郷の静岡市で栽培したのが始まりといわれている。現在では、静岡県内の茶の栽培面積は185km²(平成24年度)で全国一位、荒茶生産量は33,500t(平成23年度)で全国のおよそ4割を占めている。

関連する行事の開催等概要

第37回 ユネスコ世界遺産委員会



平成25年6月16日(日)から27日(木)まで、カンボジアのプノンペンで開催された、第37回ユネスコ世界遺産委員会において、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」について審議が行われ、6月22日(土)に、「記載」と決議された(世界遺産一覧表への記載は、6月26日(水))。

(参考)世界遺産委員会の決議は次の4区分

- ①記載(Inscription)：世界遺産一覧表に記載するもの
- ②情報照会(Referral)：追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの
- ③記載延期(Deferral)：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④不記載(Not to inscribe)：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き、再推薦は不可

○登録までの経緯

平成19年	1月	世界遺産暫定一覧表に記載
平成23年	9月	ユネスコ世界遺産センターに推薦書(暫定版)を提出
平成24年	1月	ユネスコ世界遺産センターに推薦書(正式版)を提出
平成24年	8～9月	イコモスによる現地調査
平成24年	12月	イコモスから追加情報の提出要請
平成25年	2月	イコモス及びユネスコ世界遺産センターに追加情報を提出
平成25年	4月	イコモスによる勧告(三保松原を除き「記載」が適当)
平成25年	6月	三保松原を含め「記載」

交付金事業概要

1 概要

富士山の価値を後世に継承するため、世界文化遺産登録への取組を着実に進めるとともに、登録後の記念事業の実施などを通じて、世界遺産としての富士山の価値の周知・啓発に努めた。

(1) 富士山の後世への継承

- ・世界遺産登録に向けた機運の醸成
- ・世界遺産登録記念事業の実施

(2) 世界遺産登録に向けた取組

- ・富士山世界遺産ガイドの養成
- ・世界遺産ニュースレターの発行
- ・富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議(静岡県・山梨県)事業の実施

(3) 「富士山の日(2月23日)」運動の推進

- ・富士山県民講座の開催
- ・秀景ふるさと富士写真コンテストの実施
- ・富士山の日フェスタ2014の開催
- ・富士山万葉集・歳時記・漢詩百選の編纂



(登録記念セレモニー(県庁前))



(富士山世界遺産ガイド養成講座)

2 事業実施期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円



(富士山県民講座)

記念貨幣発行事業の効果

○富士山の世界文化遺産登録に向けた取組を着実に進め、平成25年6月、イコモスから除外勧告を受けた三保松原を含めて世界文化遺産に登録された。

○富士山を人類共通の財産として後世に継承していくため、富士山の適切な保存管理と適正利用を推進するとともに、富士山の価値の周知・啓発を行った。



(三保松原からの富士山)

(主な実績)

- ・富士山世界遺産ガイドの養成 (77人)
- ・富士山県民講座の開催(4回開催、延べ参加者数227人)
- ・秀景ふるさと富士写真コンテストの実施(応募者数155人、作品数499点)
※34都道府県から作品が寄せられた。

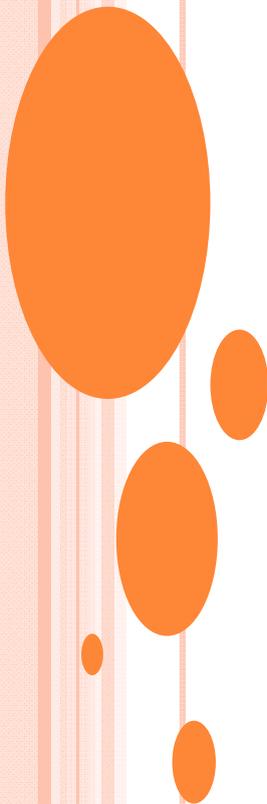
○静岡県宿泊客数の動向(平成24～25年:速報値)

- ・平成25年1～12月の宿泊客数(速報値)は、静岡県全体で18,158千人であり、平成24年と比べ1.9%増であった。
- ・特に富士山周辺の富士地域では、前年比12.1%増となった。

(単位:千人)

	H25年	H24年	対24年比
伊豆半島・東部地域	10,484	10,361	101.2%
富士地域	1,926	1,717	112.1%
中部地域	1,570	1,495	105.0%
志太・榛原地域	835	833	100.2%
中東遠州地域	994	967	102.9%
浜名湖・浜松地域	2,349	2,438	96.4%
静岡県計	18,158	17,811	101.9%

6. 山 梨 県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円貨幣	
表面	裏面	表面	裏面
			
表面：富士山と山梨リニア実験線とぶどう 裏面：雪月花をイメージ(都道府県共通)		表面：富士山とぶどう 裏面：古銭をイメージ(都道府県共通)	

【図柄コンセプト】

○ 千円銀貨幣

富士山と山梨リニア実験線をぶどう(甲州種)とともにデザインした。

※富士山：日本を代表する山であり、その標高は3,776mでわが国の最高峰である。古くから信仰の対象として崇められ、また、芸術の源泉として、絵画などの様々な芸術作品を生み出した。1952年(昭和27年)に国の特別名勝に指定され、2011年(平成23年)には史跡に指定された。

※山梨リニア実験線：わが国唯一のリニアモーターカーの実験線。山梨県東部に敷設され、1997年(平成9年)から走行試験が開始された。

※ぶどう(甲州種)：1300年の歴史を持つ日本原産品種といわれ、勝沼地区で栽培されていた。現在は県内各地で生食用とワイン用に栽培されている。収穫期は9月中旬～10月下旬。

○ 五百円貨幣

富士山とぶどう(甲州種)をデザインした。

関連する行事の開催等概要

■富士山世界遺産登録報告会

○日時:平成25年6月27日(木)

○場所:山梨県立図書館

○概要:カンボジアのプノンペンで開催された第37回世界遺産委員会から帰国した知事が、帰国直後に登録報告会を実施。登録祝賀ムード、及び、今後の富士山の保全管理に向けた機運の盛り上げを図った。



■地方自治法施行60周年記念貨幣展

○主催:独立行政法人造幣局

○時期:平成25年10月4日(金)～6日(日)

○場所:山梨県庁 防災新館

○概要:地方自治法施行60周年記念貨幣等を展示して紹介するとともに、これまで発売されている500円バイカラー・クラッド貨幣セット等を販売。

○その他:地方自治法施行60周年記念貨幣の山梨県分が発行されることについて、広報及び周知するため、ポスター等を各市町村及び関係機関等へ配布。また、県富士山保全推進課のホームページ上で、図柄の説明や引換開始時期、貨幣セット等の申込み方法などを掲載し、周知を図った。



交付金事業概要

1 概要

■防災新館におけるパネル展等

○常設展及び特別展(世界の中の富士山展)を開催。
○平成25年9月にオープンした山梨県防災新館において、パネルや映像を用いた世界遺産「富士山」を紹介するコーナーを設置し、来訪者に対し「富士山」の理解を促す中で、保全に向けた機運の醸成を図った。



■県立富士ビジターセンター展示強化

○富士ビジターセンター内に、パネルや映像を用いた世界遺産「富士山」を紹介するコーナーを設置し、来訪者に対し「富士山」の理解を促す中で、保全に向けた機運の醸成を図った。



■リニア駅周辺整備基本方針策定

○リニア駅及び駅周辺の土地利用及び基盤整備の基本的な指針となる「リニア駅周辺整備基本方針」の策定に資する、各種データ及び事例の収集などの調査、解析を実施した。



■富士山世界文化遺産啓発用DVDの作成

○世界遺産「富士山」についてのDVDを作成し、県内各施設及びツアーバス内で流すよう依頼。幅広く「富士山」の理解を促すことができた。また、多くの外国人にも対応できるように、複数言語で作成した。



■その他

○上記以外に、富士山の保全・普及啓発等にかかる各種事業の他、「甲州ワイン」等のプロモーションにかかる事業を実施した。

2 事業実施期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

平成25年6月、第37回世界遺産委員会において、富士山は世界遺産に登録された。平成28年2月までに保安全管理の状況や手法をまとめた「保全状況報告書」の提出をイコモスから求められていることから、県では、現在、同報告書の作成を含め、保安全管理にかかる施策の策定を鋭意進めている。こうした取組を着実に進めるためには多くの方々のご理解とご協力が必要であることから、世界遺産「富士山」の持つ普遍的価値について、広く広報活動を行っている。その中の一つとして、今回、記念貨幣発行事業を実施した。また、交付金を活用し、下図にあるとおり、様々な事業を行ったほか、リニア中央新幹線開通を見据え、駅周辺の整備方針を検討する委員会を開催するとともに、委員会での議論の成果等を集約するなどした。



展示

県立富士ビジターセンター、
県防災新館、富士山五合目等

各種メディア

県広報誌への情報掲載、CMの放映、報道各社への情報提供等

様々な手法による

広報

イベント

登録報告会、打ち初め式、抽選会、贈呈式等

ファムトリップ

旅行エージェントに対し山梨をPR



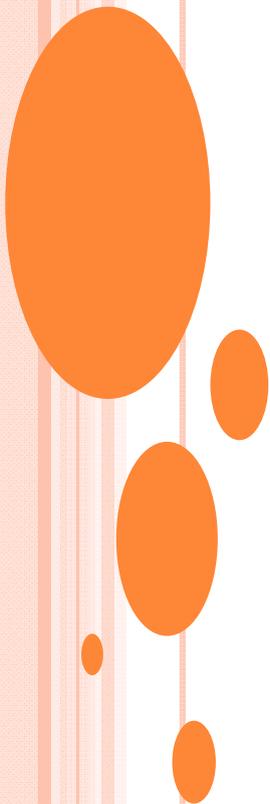
効果

世界文化遺産及び観光資源としての富士山の認知度を高め、富士山の保安全管理や世界遺産を抱える地域の文化を再認識する機運を高めることができた。また、県内への周遊や観光の拠点整備、産業の拠点整備に向けた足がかりを作ることができた。

※展示強化を行った県立富士ビジターセンターでは平成25年度は過去最高の来館者数を記録した。前年度比27%増の28万3千人。うち日本人:13万5千人(前年度比17%増)。外国人:14万7千人(同38%増)。

※富士山のある富士・東部地域への観光客数は対前年比13.5%増の1,332万5千人となった。

7. 鹿 児 島 県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与



【図柄のコンセプト】

鹿児島県における記念貨幣は、平成25年に屋久島が世界自然遺産登録20周年を迎えることから「屋久島世界自然遺産登録20周年」をメインテーマに図柄を選定し、県内の有識者によって構成されるデザイン検討会と造幣局主催のデザイン検討会の意見を踏まえ図柄が決定。

【千円貨幣】

○縄文杉

1993年(平成5年)に世界自然遺産に登録された屋久島の中央部に位置する高塚山の南東斜面に生息するヤクスギ。樹齢は2,170～7,200年まで諸説あり、樹高25.3m。縄文時代の生きた化石であるということからこの名がついたとされている。

○永田岳

奥岳と呼ばれる屋久島の中央にそびえる高峰の一つであり、標高は1,886m。頂上付近には、浸食を受けて露呈した花崗岩の岩が多く見られ、屏風を立てたような尾根を張った特徴的な景観を有する。

○ヤクシマシャクナゲ

標高1,200m以上に生息する高さ2～3m程の常緑低木で屋久島の固有種。5月下旬から6月上旬にかけて、枝先から桃色や紅色の花を5～12個咲かせる。

【五百円貨幣】

○桜島

錦江湾にある東西約12km、南北約10kmの火山島。かつては文字どおり島であったが、1914年(大正3年)の噴火により陸続きとなった。現在も活発な火山活動を続けており、その噴煙を上げる姿は鹿児島県を代表する景観の一つとなっている。

交付金事業概要(1)

1 概要

○ 屋久島世界自然遺産登録20周年キャンペーン事業

平成25年に世界自然遺産登録20周年を迎える屋久島において、20周年を記念したイベントを開催することで、世界遺産に認められた傑出した自然の魅力を情報発信するとともに、この魅力を後世によりよい形で引き継ぐため、地域住民等に対して、20年のふりかえりや、現在抱える課題や将来の屋久島のあり方についての検討を行う場を提供する。

また、世界遺産屋久島の自然や文化の紹介等を行う屋久島環境文化村センターの展示ホールの一部改修を行い、屋久島を訪れる国内外の観光客や地域住民に対して利便性向上を図るとともに、屋久島への深化に資する。

○ 奄美群島世界自然遺産登録推進事業

平成25年1月、政府は、「奄美・琉球」を世界遺産暫定一覧表に記載し、ユネスコへ提出した。

世界遺産に登録されるためには、この暫定一覧表で明確にされた奄美群島の「顕著で普遍的な価値」を完全な形で保護していくことが必要であり、その価値の維持に何らかの課題がある場合には、科学的評価に基づく対策を計画的・順応的に講じていくことが不可欠である。

このため、今回、暫定一覧表で明確にされた価値の維持・向上という観点から、現行の取組内容を科学的に再評価するとともに、登録後の観光客増加を想定した対策をあらかじめ講じていくための各種調査を行い、必要な施設の整備計画や重要な自然資源の保全方法、環境保全のための費用負担方法、環境に配慮した公共事業のあり方などを検討した。

2 事業実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果(1)

屋久島世界自然遺産登録20周年キャンペーン事業

世界自然遺産登録20周年を迎える屋久島において、登録20周年を記念したイベントを開催し、世界遺産に認められた傑出した自然の魅力を情報発信するとともに、この魅力を後世によりよい形で引き継ぐため、地域住民とともに、20年をふりかえり、現在抱える課題や将来の屋久島のあり方についての検討を行う機会を提供した。

これらのイベントについては、事前の広報や告知により屋久島の魅力等についてPRを行い、イベントの様子については、新聞やテレビにも取り上げられ、広く情報発信することができた。



青森県との共同イベント開催



世界自然遺産登録20周年シンポジウム

また、屋久島の自然や文化の紹介等を行う屋久島環境文化村センターの展示ホールの一部改修を行い、屋久島を訪れる国内外の観光客や地域住民など、入館者の屋久島への理解度の深化を図った。



記念貨幣発行事業の効果(2)

奄美群島世界自然遺産登録推進事業

「奄美・琉球」の世界自然遺産登録に係る課題のうち、以下について調査・検討するための取組を行った。

- 照葉樹林の再生等による遺産区域の緩衝機能の強化
- 自然環境に配慮した公共事業
- 想定される観光利用の増大に関する予測と適正化方策の実施
- 遺産価値の保全と地域の伝統的な自然利用
- 遺産価値の保全と地域の社会経済活動の両立
- 環境保全に要する費用の増加への対応

世界遺産に登録するためには、国連教育科学文化機関(ユネスコ)への推薦書(遺産地域の管理計画含む)の提出及びユネスコの諮問機関である国際自然保護連合(IUCN)の現地調査を受けることが必要であるが、上記の課題への対応は、世界遺産登録の可否を決定する過程において審査される事項であることから、本事業によって調査・検討された内容は、推薦書により反映されるとともに、IUCNによる現地調査時の説明資料として活用されるなど、奄美群島の世界自然遺産登録の推進に大きく寄与する取組となった。



第1回奄美群島世界自然遺産登録推進検討会



第1回奄美大島ワーキンググループ

V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業

(2) その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
 - 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分		全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容					
	合 計				
	その他経費				
	総 計				
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源				
	総 計				

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第 6 条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙 2、3 を添付してください。

区 分	交 付 金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位: 千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

番 号
年 月 日

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由